平成３０年（フ）第２１０１号
大阪市城東区古市１丁目５番１―502号
債務者　髙阪　有希（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１２６号
大阪市住之江区緑木２丁目１番１―1002号
債務者　沖野　昭雄
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１３１号
大阪市此花区梅香１丁目20番17―202号
債務者　上野　泰靖
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１３３号
大阪市淀川区塚本４丁目12番２号　塚本弐番館　301号
債務者　澤　　勝志
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１３６号
大阪市生野区巽北２丁目18番９号　ハイツ中村Ⅲ　203
債務者　福山　千明（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５１号
北海道帯広市西８条南15丁目２番地３　柴田マンション201号
債務者　小関　里加
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第６７号
北海道帯広市西14条北４丁目１番地57　２Ｆ北側
債務者　小曽根文夫
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第５９号
群馬県太田市藤阿久町499番地10　シャープハイツ102号
債務者　小谷　清**隆**
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第４７１号
堺市堺区榎元町５丁９番10号
債務者　長島　一実
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４７８号
大阪府松原市松ケ丘４丁目15番２―203号、住民票上の住所堺市美原区平尾2809番地１
債務者　佐田　　琴
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４８３号
堺市南区鴨谷台３丁３番４―419号、住民票上の住所堺市南区庭代台２丁10番９―103号
債務者　石神かおる
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
兵庫県小野市黒川町922番地　サンライズ小野303、住民票上の住所兵庫県西脇市黒田庄町前坂1876番地
債務者　田中　正悟
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第５３号
山口県宇部市西平原２丁目４番32―５号
債務者　神田　政枝
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第２３号
香川県仲多度郡多度津町西浜４―19　上岡西浜住宅、住民票上の住所香川県三豊市詫間町詫間6606番地50　高谷団地26号
債務者　西村　　健
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第２５号
香川県丸亀市柞原町９番地１　リュミエール柞原５号地
債務者　大岡　　弘
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第３０号
香川県坂出市西大浜北４丁目１番48号　ラメールＡ棟101号
債務者　佐川　　誠（旧姓萩野）
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第３７号
香川県綾歌郡宇多津町224番地７
債務者　宮口　千明
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第４５号
香川県丸亀市垂水町3118番地８
債務者　髙橋　愛海
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部